

# 行政ほっかいどう

'83.3

# 邪思無

窓雪



「思無邪」 空知支部 南 窓雪(忠一)

### 目次

### 次

- 改正行政書士法令の施行…………… 2
- 登記簿の閲覧方法と謄本交付申の手続き  
副会長 日向寺正幸… 6
- 監察活動と火の用心  
理事 北川 清… 7
- 雑感 企画部長 橋本雄一… 9

- 支部めぐり(その7)…………… 9
- 支部のうごき…………… 10
- 土地や建物を売ったときの税金…………… 11
- 気をつけましょう会議のタブー7カ条… 12
- 会員のうごき…………… 13
- 事務局日誌…………… 13
- お知らせ…………… 14

# 改正行政書士法令の施行 本年 4 月 1 日 施 行

行政書士法の一部改正については、1月8日の速報により国会通過成立した旨お知らせしましたが、改正法律は、本年1月10日法律第2号をもって公布になり、その内容は「日本行政」No.122号の1ページから2ページにかけて発表されています。

行政書士法の一部を改正する法律（昭58.1.10 法律第2号）

行政書士法の一部を改正する法律新旧対照条文

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(資格)</p> <p>第2条 <u>次の各号の1に該当する者は、行政書士となる資格を有する。</u></p> <p>(1) <u>行政書士試験に合格した者</u></p> <p>(2) <u>弁護士となる資格を有する者</u></p> <p>(3) <u>弁理士となる資格を有する者</u></p> <p>(4) <u>公認会計士となる資格を有する者</u></p> <p>(5) <u>税理士となる資格を有する者</u></p> <p>(6) <u>国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して20年以上（次条第1号に該当する者あっては17年以上）になる者</u></p> <p>(行政書士試験)</p> <p>第4条 <u>行政書士試験は、自治大臣が、毎年1回以上行う。</u></p> <p>2 <u>行政書士試験は、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について行う。</u></p> <p>3 <u>自治大臣は、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県知事に委任するものとする。</u></p> <p>4 <u>行政書士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、試験手数料を当該都道府県に納めなければならない。</u></p> <p>5 <u>前4項に規定するもののほか、試験の</u></p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 <u>第4条の規定による行政書士試験に合格した者は、当該都道府県において行政書士となる資格を有する。</u></p> <p>2 <u>左の各号の1に該当する者は、いずれの都道府県においても、行政書士となる資格を有する。</u></p> <p>(1) <u>弁護士となる資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>弁理士となる資格を有する者</u></p> <p>(3) <u>公認会計士となる資格を有する者</u></p> <p>(4) <u>税理士となる資格を有する者</u></p> <p>(5) <u>国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して12年以上（次条第1号に該当する者あっては9年以上）になる者</u></p> <p>(行政書士試験)</p> <p>第4条 <u>都道府県知事は、毎年1回以上行政書士試験を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の試験は、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について行う。</u></p> <p>3 <u>行政書士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、試験手数料を当該都道府県に納めなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他行政書士試験に関し必要な事項は、都道府県規則で定める。</u></p>

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>科目、受験手続その他行政書士試験に関し必要な事項は、<u>都道府県規則で定める。</u></p> <p>(登録)</p> <p>第6条 <u>行政書士となる資格を有する者は行政書士となるには、その事務所を設けようとする都道府県の区域内に設立された行政書士会において備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地その他都道府県知事の定める事項につき、登録を受けなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(変更登録)</p> <p>第6条の4 <u>行政書士は、第6条第1項(次条第3項において準用する場合を含む。)の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。</u></p> <p>(登録の移転)</p> <p>第6条の5 <u>行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、当該都道府県の区域内に設立された行政書士会に対し、登録の移転の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>行政書士会は、前項の規定による登録の移転の申請を受け、行政書士名簿に登録したときは、自治省令で定めるところにより、当該申請者が従前登録を受けていた行政書士会に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第6条第1項及び第3項並びに第6条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による登録について準用する。</u></p>	<p>(登録)</p> <p>第6条 <u>行政書士となる資格を有する者は、行政書士となるには、その資格を有する都道府県の区域内に設立された行政書士会において備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地その他都道府県知事の定める事項につき、登録を受けなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5. <u>第2条第1項の規定により行政書士となる資格を有し、行政書士の登録を受けた者は、やむを得ない事由がある場合に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、他の都道府県において、その都道府県知事の認可を受けることにより、行政書士となる資格を有することができる。</u></p> <p>(変更登録)</p> <p>第6条の4 <u>行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。</u></p>

改正条文	現行条文
<p>(登録の抹消)</p> <p>第7条 行政書士会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号の1に該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>他の行政書士会において前条第2項の規定による登録を受けたとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入会及び退会)</p> <p>第16条の5 行政書士は、第6条の2第2項又は第6条の5第2項の規定による登録を受けた時に、<u>当然、当該登録を受けた行政書士会の会員となる。</u></p> <p>2 行政書士は、第7条第1項各号の1に該当するに至ったとき又は同条第2項の規定により登録を抹消されたときは、その時に、<u>当然、その所属する行政書士会を退会する。</u></p>	<p>(登録のまっ消)</p> <p>第7条 行政書士会は、行政書士の登録を受けた者が左の各号の1に該当する場合には、その登録をまっ消しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条第5項の規定により他の都道府県知事の認可を受け当該都道府県の区域内に設立された行政書士会において行政書士の登録を受けたとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入会)</p> <p>第16条の5 行政書士は、<u>登録を受けた行政書士会に入会届を提出した時から、当該行政書士会の会員となる。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この法律施行の際現に行政書士である者及びこの法律による改正前の行政書士法第4条の規定による行政書士試験に合格した者は、この法律による改正後の行政書士法(以下「新法」という。)第2条の規定による行政書士となる資格を有するものとする。</p>	<p>るものとみなす。</p> <p>3 行政書士でこの法律の施行の日において行政書士会の会員でないものは、同日から起算して6月を経過する日までに登録を受けた行政書士会に入会届を提出して当該行政書士会の会員となることのできるものとし、当該6月を経過する日までに当該行政書士会の会員とならなかったときは、その翌日において新法第7条第1項第3号に該当することとなったものとみなして、同項の規定を適用する。</p>
行政書士法施行規則の一部を改正する省令(昭58.1.29 自治省令第4号)	
行政書士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文	
改正規則	現行規則
<p>(職印)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 行政書士は、<u>法第16条の5第1項の規</u></p>	<p>(職印)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 行政書士は、<u>法第16条の5の規定によ</u></p>

定により行政書士会の会員となった後、直ちに、前項の職印を押した印鑑紙に氏名を自署して行政書士会に提出しなければならない。改印したときも、また同様とする。

(届出事項)

第12条 行政書士は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を行政書士会に届け出なければならない。

(1) 法第5条第2号から第5号までに該当するに至ったとき。

(2) (略)

(登録の移転の通知)

第12条の2 法第6条の5第2項の規定により登録を行った行政書士会は、遅滞なく、次に掲げる事項を申請者が従前登録を受けていた行政書士会に通知しなければならない。

(1) 申請者の住所・氏名及び生年月日

(2) 申請者の従前の事務所の所在地

(3) 申請者を登録した年月日

(登録手数料の限度額)

第13条 法第6条第3項に規定する自治省令で定める金額は、1万円とする。

2 法第6条の5第3項において準用する法第6条第3項に規定する自治省令で定める金額は、5千円とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政書士法の一部を改正する法律(昭和58年法律第2号)附則第3項の規定により行政書士会に入会届を提出して当該行政書士会の会員となった場合の第11条第2項の規定の適用については、同項中「法第16条の5第1項」とあるのは「行

り入会届を提出した後、直ちに、前項の職印を押した印鑑紙に氏名を自署して行政書士会に提出しなければならない。改印したときも、また同様とする。

(届出事項)

第12条 行政書士は、左の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を行政書士会に届け出なければならない。

(1) 法第5条第2号から第5号まで又は法第7条第2号に該当するに至ったとき。

(2) (略)

(登録手数料の限度額)

第13条 法第6条第3項に規定する自治省令で定める金額は、1万円とする。

政書士法の一部を改正する法律(昭和58年法律第2号)附則第3項」と読み替えるものとする。

(カット)

## 登記簿の閲覧方法と謄本交付申請の手続き

副会長 日向寺 正 幸

◆行政書士の業務を遂行するうえにおいて非常に頻度の高いものとして登記簿の閲覧と登記簿の謄本交付申請手続があります。

この業務は、本来、行政書士の業務ではないのですが不動産の売買契約又は相続手続、会社設立等の業務に附随して行う場合は適法です。多くの方の要望もありますので、この制度と手続について説明します。  
◆不動産登記制度は、不動産に関する権利関係とその客体である土地建物の現況を公示し、不動産取引の安全と円滑をはかる制度であり、商業登記制度は、商取引における法律関係の安全を図るため、取引の信用の基礎となる会社その他の商人に関する重要な事項を公示する制度であります。

したがって、登記簿の公開性は、この制度の目的達成のための本質的な要請であります。この登記簿の公開には、直接的に公開する方法、すなわち閲覧制度と間接的に公開する方法、すなわち登記簿の謄抄本等の交付制度であります。

◆閲覧の申請は、口頭によることは許されず、一定の閲覧申請書を提出しなければなりません。不動産の場合は、①不動産の表示（土地については所在・地番、建物については所在・地番・家屋番号）、②手数料の額（1登記用紙、つまり1筆につき100円）、③登記所の表示、④申請年月日、⑤閲覧を必要とする利害関係のある事由（たとえば「売買のため」、「抵当権設定のため」）を記載し、申請人が署名、捺印しなければならない（細則30条）。また代理人が申請する場合は、申請書に代理権限を証する書面を添付しなければならない（細則29条4項）。しかし、実務上は申請書に申請人の押印を欠いても補正させることを要し

ないとされ、また利害関係の記載がなくてもさしつかえないとされている（昭和39年12月12日民事局第三課長通知）。

商業登記の場合は、不動産の表示に代え本店、商号を記載し、その他は同様であるが、手数料はかかりません。

次に閲覧の方法ですが、登記簿は重要な公簿であるから、きびしい規制があります。すなわち、登記の閲覧は、登記官の面前でしなければならない（細則37条）、また、その閲覧をさせるにあたっては、次の点に留意しなければならないとされている（準則212条）。

- ①登記用紙の枚数を確認する等その抜取脱落の防止に努めること。
- ②登記用紙の汚損、記入および改ざんの防止に厳重に注意すること。
- ③閲覧者が筆記する場合には、毛筆およびペンの使用を禁じ、鉛筆を用いること（筆写に代えて、マイクロフィルムに撮影することは許される（昭和40年3月11日民事三発278号 民事局第三課長回答））。
- ④筆記の場合は、登記用紙を下敷にさせないこと。
- ⑤閲覧中の喫煙を禁ずること。

◆登記簿の謄本または抄本の請求は、「何人ト雖モ」できるが（法21条）、代理人が請求するときは、代理権限を証する書面（委任状）を提出することを要する（細則29条4項）ことになっているが、「何人」でも請求できるのであるから、実際には委任状をつけることは全くといっていいくらいありません。もっとも申請人は直接登記所に出頭しなくてもよく、手数料のほか、郵送料（切手）を納付して謄抄本の送付を請求

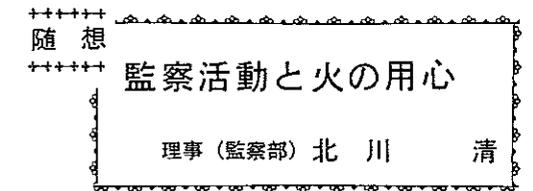
することができます（法21条2項）。申請書の記載は、閲覧申請書と同様で、謄抄本交付申請書の場合は交付を受ける通数を記載し、手数料は不動産、会社共に1通につき350円（ただし、1通の枚数が10枚を超えるものは350円にその超える枚数5枚までごとに100円を加算した額……登記手数料令2条1項）で、収入印紙を申請書の余白に貼って納付することになっております（登記手数料令6条）。

◆次に図面の閲覧及び写の交付ですが、これも登記簿同様に利害の関係のある部分に限り閲覧できることになっており、また不動産登記法第17条の規定に基づく地図または建物所在図についても、全部または一部の写しの交付の請求が認められております（法第21条1項）。しかし、法第17条の地図及び建物所在図は登記所に現在未だ整備されていないので閲覧も写しの交付もできない実情であります。なお、土地図面綴込帳及び建物図面綴込帳（細則37条の4）に編綴された申請人提出の土地所在図、地積測量図、建物図面、各階平面図は、法第17条の地図または建物所在図の附属図面としてこれを閲覧することは認められているが、これらの全部または一部の写しの交付は認められていない（法第21条1項）。従って現在のところ、登記所から図面の写しの交付はされておりませんので、閲覧申請をして謄写する以外方法がありません。

◆登記簿の閲覧、謄抄本交付申請書は、不動産、商業その他の法人共通に使用できるように規格化された用紙が、登記所の窓口に備え付けられており、必要に応じ無料交付されます。なお、1通の申請書で不動産商業法人の双方について申請することはできません。たとえば、土地の閲覧申請と会社の閲覧申請を同時にしようとする場合は土地の閲覧と会社の閲覧を別々の用紙に記載して申請しなければなりませんから2枚

の申請書が必要であるわけです。

（申請書用紙は、同封の相続法附録に添付してあります。）



監察部の事業は、運動方針にもありますように関係官公署並びに諸団体への啓発活動を行い、行政書士の業務に対する理解を深めていただくことによって職域の拡大を図り、また非行政書士行為の防止を目的として毎年全国的に9.10月を監察強調月間に設定し、活動を進めてきております。

しかし、関係官公署や各種団体を訪問してみても行政書士とはどんな仕事をするのかあまり知られていないのが現状で、特に行政書士のいない町村などはほとんど知られておりません。

私ども行政書士は、自らの職域の拡大を図り、それによって生計を維持していくには、一人ひとりが官公署は勿論、地域の住民にもわれわれの業務をひろく理解していただくための日常的な努力が必要だと思えます。

監察キャンペーン活動は、毎年実施していますが、だからといってその日から効果が表われるものでもないために、最近は、一部に「マンネリ化」で意味がないという意見も耳にしますが、これを取り止めることは業務の啓発とニセ書士の防止運動を後退させるだけで、会員にとってマイナスになるだけのことになると思います。

監察部の事業は地味ではありますが、年々その成果は上がってきていることは事実です。かつて小樽支部が商工会において書類を作成し、手数料をとっていることに疑問をもち、それが動機となって行政書士法

違反の解釈が確定して全国的な成果をあげたことはキャンペーン活動の所産として高く評価されています。しかし監察活動だけで私たちの業務が拡大されるかというところではなく、監察はその一面的なことを担当するに過ぎません。そしてニセ書士を防ぐには、私ども行政書士は、地域住民が要求する仕事はどんなことでも各自が、又は仲間内で手をつないで十分できるだけの知識能力を持つことだと思います。

したがって、私は、監察と業務研修は「不離一体」のものであり、常に学習を怠らず自らの技量を高め、互いに手をくむ団結力がなければ永久にニセ書士の火は絶えないと思います。

私は、本会の行う監察活動を消防行政に例えられると思います。本会では火災予防月間のように、ニセ書士防止のための啓発月間の定める予防活動として全道くまなくキャンペーン活動を展開しています。

しかし、火災の発生防止には国民一人ひとりの火に対応する注意と努力がなければ効果は上がらないでしょう。したがってニセ書士の火を消すには会員個々のニセ書士を防ぐ協力が必要になるわけです。

会報「133号」に企画部関係への意見として「……多くの行政書士は仕事がなく、生活がなりたない、仕事のバランスをとるよう会の働きかけを望む」という記事が掲載され、その回答には「会としては、業務量の調整に介入されるものでありません」とむすんでありましたが、全く同感です。

業務量の多い方は、それなりに学習を深め、自らの努力によって今日の地位を築きあげたものだと思います。

私は、監察部の立場から考えてみて、非行政書士の防止のためには、業務研修部が主で、監察部は従の関係にあると思います。さらにその上に立つのは会員各自の努力です。すなわち業務研修を積極的に行い

会員の知識能力を高め、どんな依頼に対しても私の分野でないからといって断るようなことは絶対に避けなければなりません。一応受付けておいて、業務に精通している会員に教えを求めることも必要でしょう。また自分の不得意な業務でも先ず一件でも手をかけ、分らないところは知っている方に聞いてでも仕事を完成し、実務をとおして業務を習得する努力が肝要だと思います。

よく昔の人は「聞くは一時の恥、聞かぬは未代までの恥」といいますが、学ぶことは「依頼に応ずる義務」のための努力であり、恥でもなんでもありません。

各士業には、それぞれの規制、限界があります。例えば、司法書士と間違えて相談にこられる人がよくありますが、そうした場合でも、それは司法書士の分野ですから簡単にお断りするのでなく、知り得る限りのことは相談にのってあげて業務上登記ということになった場合には、司法書士の資格を持っておられる会員の方もいるわけです。ですから、親切に紹介してあげるようになるわけですから、仕事のための勉強も行政の分野だけでなく、できれば税法登記など多角的に学習し、より多くの分野の知識を身につけていくことが非常に大事なことです。

いずれにしろ、行政書士として生計を維持していくとすれば、それだけの企業努力が必要なわけで、毎日毎日が勉強の積み重ねだと思います。勉強は楽ではありませんが行政書士の得た知識は企業に例えるなら資本の蓄積です。資本が増えれば繁栄も期待できるわけです。お互いに日常不断に研鑽努力し、真に信頼される行政書士の地位を確立しようではありませんか。



## 雑感

企画部長 橋本雄一

私が、もし同期と一緒に公務員の道を進んでいれば、今年（昭和57年12月）が停年退職の年であった。過ぎし日を省りみると共に、親しかった同期より再就職の便りや故郷に帰ったときの便り、東京、大阪、京都、神戸で政界入りを計り、選挙の洗礼を受けようとするもの、大企業、公団、公社に就職している友人よりの多くの便りを受け、いま机上に並べて親友たちを偲んでいる。しかし、私はこれらの便りを読み直しながら、身のひきしまる思いと同時に人生のむなしさを、いやというほどに思い知らされています。中学生による校内暴力や父母の離婚に起因する家庭の崩壊、さらに青少年の不良化問題等が重大な社会問題となりつつある昨今、私なりに頑張るために一体このさき、人生の生甲斐をどう求めるか真剣な選択を迫られているような思いがしてならない。私が今もなお、小学校時代の友人と文通し、旧交を温めあっていることについて、わが家の成人した三人の子供たちは、いささか驚いている。具体的な話をすると、とても信じられない、自分たちの世界では考えられないことだ、親爺たちの世界は分からないとしながらも、他方では羨望の目で見ていることも否定できない事実のような気がする。その原因はどこにあるのであろうか。あるいはまた、受ける側にあるのであろうか。それとも、それらをとるまく社会全体の「しくみ」やその時代のものの見方、考え方に由来するのか。とにかく、私にはすべての人がもっと真剣に考えなければならない重大な何かが内包されているように思われてならない昨今である。

送られてくる年賀状にどんな添え書きが

ついているかと楽しみにしながら親友たちの便りを整理し、今一度読み返し、大晦日の夜を過ごした。

////// 支部めぐり ////// (その7)

### 小樽支部の巻

企画部会報編集委員 葛西 彰

第7回目となった支部訪問、今回は道内でも古くから開拓され、歴史ある地区、小樽支部を訪問した。

天候を心配しつつ、車で札幌を出発する。今年は暖冬小雪の年、乾いたアスファルトの路面にホコリが舞いあがる国道5号線を走り、やがて高速道路に入る。このころから雪がちらつき、山沿いの道は次第に荒れてくる。間もなく、案内板も見えないほどの猛吹雪となり、不安がよぎる。自然の厳しさ、こわさが身を包む。昔から、日本海に面したこの地域は、多雪地帯となっている。倶知安町など道内でも屈指の豪雪地帯である。吹雪の高速道路の最後のトンネルを抜けると、目の前に小樽の市街が開けてきて、市内に入り間もなく若竹町にある小樽支部長の松本重一先生の事務所に到着した。訪問の趣旨を伝えたところ、ねぎらいの言葉とともに心よく応じてくださった。

小樽支部は会員数66名（1市13町6村）面積にして約4,312平方キロで苫小牧支部の約2倍の地域である。会員は兼業者が多く、郡部ほど顕著であること。また小樽市内での開業者が非常に多いということでもあった。

小樽支部がもっとも力を入れている活動は、監察活動とこれに関連した業務誘致活動であるとのことであった。監察活動といえば、昭和51年秋の監察活動で、小樽支部は全国的にも比類ない大きな成果を上げています。以前から問題となっていた「商工会が行う建設業許可申請等業務」についてこれを行わないよう申し入れ、その結果、

昭和53年3月には商工会の行為が行政書士法第19条に違反することが明らかになり、全国的に同業務が行政書士の固有の業務であることが判然となるに至ったことです。当時は、現在よりも行政書士の職域確保について十分な理解を得るまでに至っておりませんでした。同支部がとった行動は大いに行政書士の職域確保の面で先駆的な成果を上げ、これが全国の行政書士に与えた励ましは力強いものがあつたといえます。その後も、その経験が生かされ、また支部役員熱心な活動により、車庫証明問題、自動車登録問題などでも、その成果が確実に上がってきている。松本支部長は、今後も全力を上げて、行政書士の職域確保と業務誘致に力を注ぎたい。そのために長い時間を費やしたとしても、確実に行政書士の地位の向上、社会的信用を得られる結果につながることを強調しておられたので、今後も増々この面に力を入れていく決意と根強い努力が感じとられ、同支部の難問解決に導いていく指導者のたくましがみぎっていた。

また、同支部長はもう一つの重点として行政

書士の業務に精通するための努力、官公署との折衝など、個々の行政書士が、日々果たしていかなければならない会員の前向きな姿勢を望みたいと力説し、そのため活動も熱心に展開しているとのことであった。

話題を転じて、当支部管内での地域の抱えている問題などは小樽運河や岩内北電原子力発電所のことなどが上げられ、小樽市内ではやはり小樽運河の問題、積丹では北電原子力発電所の問題など、観光と産業発展の調整が当支部管内でも問題化しているようで、海運と漁業を中心に開けてきた地域であるだけに現在も海との関連が地域の人々と深いかわりを持っていることに大いに考えさせられるものがありました。

さて、話題は尽きず、ながながとお話をうかがっている間にすっかりお仕事の邪魔をしてしまいましたので、お礼のごあいさつを述べ、にこやかな松本先生御夫婦に見送られて車に乗る。

朝の吹雪も嘘のようにすっかり晴れわたり、青空と日本海がまぶしく広がっていた。

小樽支部の前途が今日の天気のように、御発展を祈りつつ帰路についた。

### 支部のうごき

\*\*\*\*\*

#### 支部業務研修会開催状況

注( )は通知人員

支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数
旭川	1/20	旭川市 勤労者福祉会館	農地法申請	旭川支部監事 伊 林 利 長	(128) 11
宗谷	12/16	稚内市 グランドホテル	職業訓練行政	宗谷支庁商工労働課 福祉訓練係長 吉 本 豊	(11) 5
室蘭	12/11 1/22	室蘭市 中小企業センター	建設業許可、改正決算報告書関係 公正証書関係契約書、定款、遺言等	室蘭支部副支部長 関 安 賢 札幌法務局所属 田 村 武 夫 公証人	(52) 21 (53) 36
苫小牧	1/24	苫小牧市 舞	宗教法人設立手続	本会理事(企画部担当) 酒 井 清 蔵	(48) 19
留萌	9/13	留萌市 消費者センター	国民年金	留萌市役所 年金相談員 桜 庭 孝 助	(19) 6
	10/10	"	国土利用計画	留萌支庁 土地利用係長 小 林 一 昭 建設指導係長 国 京 三 喜	(19) 5 (18) 5
	12/18	留萌市 ミリオン	指名願	"	

### 参考資料

## 土地や建物を売ったときの税金

### 課税譲渡所得の算定

譲渡価額から次の取得費、譲渡費用、特別控除を差引いたものが課税譲渡所得です。

#### 取得費

売った土地や建物を買い入れたときの購入代金などや購入手数料です。実際の取得費がわからないときは、譲渡価額の5%を取得費とします。

#### 譲渡費用

土地や建物を売るために直接支出した費用で、次のようなものです。  
①仲介手数料②測量費用③立退料④建物をこわして土地を売ったときの取りこわし費用

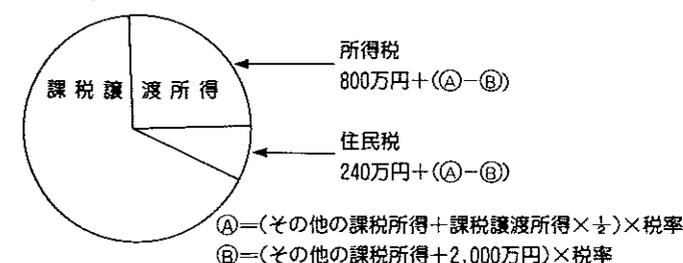
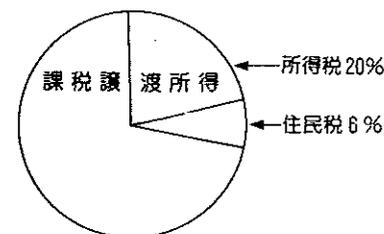
#### 特別控除(主なもの)

〔ふつうの場合〕  
長期譲渡所得………100万円  
短期譲渡所得………0  
〔特別の場合〕  
自分の住んでいる家と建物をこわして土地を売ったとき………3000万円  
取用などのとき………3000万円

### 長期譲渡所得の税金の計算

譲渡の年の1月1日において所有期間が10年を超える土地や建物を売った場合です。

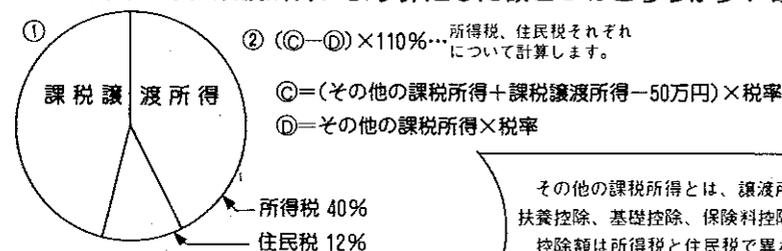
① 課税譲渡所得が4000万円までのとき ② 課税譲渡所得が4000万円を超えるとき



### 短期譲渡所得の税金の計算

譲渡の年の1月1日において所有期間が10年以下である土地や建物又は譲渡の年中に取得した土地や建物を売った場合です。

1 下図の課税譲渡所得により算定した額と2のどちらか多い額が税金です。



その他の課税所得とは、譲渡所得以外の所得から配偶者控除、扶養控除、基礎控除、保険料控除などを差し引いた額です。控除額は所得税と住民税で異なります。税率は次ページをごらんください。

### 優良住宅地の造成等のために土地を売ったときの長期譲渡所得の税金の計算

- ◎ 課税譲渡所得が4,000万円までのとき  
長期譲渡所得の税金の計算と同じ
- ◎ 課税譲渡所得が4,000万円を超えるとき



優良住宅地の造成等のために土地を売ったときは、取用対象事業のために売ったときや、国、地方公共団体、住宅・都市整備公社、土地開発公社、宅地の造成や住宅の建設を行う者などに売ったときで、それぞれ一定の要件にあてはまるものをいいます。

自分が住んでいる家と土地を売ったときは

特別控除として、譲渡所得から3,000万円を控除できる特典があります。  
 この控除は、確定申告をしなければ受けられませんので、売った翌年の3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。  
 申告に必要な書類は、  
 ① 譲渡所得の明細に関する書類  
 ② 住民票の写し（売った家屋の所在地のもので、売ってから2ヵ月を過ぎて交付を受けたもの。）

所得税の税率(速算表)

課税所得金額	税率	控除額
1,500万円～2,000万円	50%	274万円
2,000万円～3,000万円	55	374万円
3,000万円～4,000万円	60	524万円
4,000万円～6,000万円	65	724万円
6,000万円～8,000万円	70	1,024万円
8,000万円 超	75	1,424万円

住民税の税率(速算表)

課税所得金額	税率	控除額
370万円～ 570万円	13%	127,500円
570万円～ 950万円	14	184,500円
950万円～1,900万円	15	279,500円
1,900万円～2,900万円	16	469,500円
2,900万円～4,900万円	17	759,500円
4,900万円 超	18	1,249,500円

※速算表は「課税所得金額×税率－控除額」で税額が計算されます。  
 住民税の税率は、都道府県民税と市区町村民税を合わせて作ってあります。

一昭和57年版 国税のしおり / 国税庁から一  
 注 税理士業務の業務分野に逸脱しないようご注意ください。

\*\*\*\*\*  
 \* 会員のうごき \*  
 \*\*\*\*\*

ご せ い 去

竹 内 茂 一 殿 (空知)  
 昭和57年12月21日 (行年88才)  
 遠 藤 竹 次 郎 殿 (函館)  
 昭和58年1月9日 (行年71才)  
 橋 本 艶 太 殿 (旭川)  
 昭和58年1月26日 (行年70才)  
 松 見 留 吉 殿 (苫小牧)  
 昭和58年2月4日 (行年66才)  
 棚 村 幸 蔵 殿 (網走)  
 昭和58年2月24日 (行年56才)  
 ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

一 退 会 一

支部名	会員番号	氏 名	区 分	退 年 月 日
札幌(中央区)	1,871	加藤芳次郎	廃業	58.1.18
( " )	2,455	安住 雅彦	"	58.1.27
(北 区)	2,539	根本 叔英	"	58.2.10
(豊平区)	2,148	藤田 勝美	退会	57.12.27
( " )	2,488	宮口 一男	廃業	57.12.9
函 館	1,737	佐々木福司	退会	57.12.25
空 知	1,658	中神 巖	廃業	58.1.24
苫小牧	1,749	平野 繁雄	退会	58.1.14
釧 路	799	木村 利男	"	58.1.22

気をつけましょう  
 会議のタブー7カ条

一般に、日本人は会議好きで、問題解決のためというよりも、会議のための会議が多いといわれます。そのせいか、本当の意味での会議の持ち方が下手なうえ、会議のルールをおろそかにしている人が多いようです。

そこで、そんなことのないよう会議に出席するさい注意すべきタブーを、以下に紹介しましょう。

- ① ……となりの人とのヒソヒソ話やムダ話。みにくいばかりか、出席者を不愉快にさせます。
- ② ……会議の内容などどこふく風。知らん顔でタバコをプカプカやっている人も少なくありません。こんな手合いは、まず軽べつされること間違いなし。
- ③ ……一生懸命に考えて発言している人を皮肉ってみたり、冷笑

を浮かべて小バカにしたような態度はもってのほか、会議の席がトゲトゲしくなる。

④ ……物の本質もわきまえず、うわつつらの知識をひけらかす人もいます。質問されても答えられず、足元をすくわれて軽薄さがみえみえです。

⑤ ……自分の意見に反対されたり、少しでも批判的な意見を出されると、ムキになって個人攻撃をはじめめる人もままあります。感情的な態度や発言は、タブー中のタブーです。

⑥ ……会議が特定の人だけの独演会になった経験は多いことでしょう。自分の意見はまとめて簡単に述べ、他人の意見も十分に聞くことが肝心です。

⑦ ……人の話の途中で口を突っ込んで、話をとってしまうというケースは頻繁に見られます。先方に対して失礼に当たりますし、これでは会議になりません。(北専56年11月号より)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
 ☆ 事務局日誌 ☆  
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

- 12月20日 車庫証明業務誘致について北海道消費者協会と打合せ
- 1月11日 第4回総務部会  
 本会会議室 10:00~17:00
- 12日 車庫証明業務誘致について北海道消費者協会と打合せ
- 13日 登録資格審査委員会  
 16:00~17:00
- 19日 { 第3回企画部会 13:00~16:00  
 第3回業務研修部会  
 13:00~16:00  
 北海道婦人文化会館
- 2月1日 第5回総務部会  
 本会会議室 10:00~16:30
- 14日 { 正副会長会議 11:00~12:00  
 第6回常任理事会  
 本会会議室 13:00~17:00
- 15日 支部業務指導者研修会

- 北農健保会館 13:00~17:00
- 2月17日 登録資格審査委員会  
 本会会議室 15:00~17:00
- 22日 第3回車庫証明対策特別委員会  
 本会会議室 10:00~17:00

肥満は恐ろしい!!

太り過ぎは、正常体重の人にくらべ脳溢血1.5倍・慢性腎炎2倍・肝硬変2倍・胆石症2.5倍・糖尿病4倍(メトロポリタン生保調べ)  
 肥満体の約80%が食べ過ぎによるもの。.....

一第24回定時総会開催(予定)一  
 58年5月22日(日)北海道自治会館で開催の予定です。

＝お 知 ら せ＝

行政書士会館  
特別協力者に感謝状

寄付金1万円以上の方に連合会から感謝状

このほど日本行政書士会館建設資金として1万円以上を寄附された次の方に日本行政書士会連合会から感謝状が贈られました。(敬称略)

生垣繁太郎(札幌市西区)、一条 勲(旭川)、金子正信(函館)、坂田直光(網走)

☞忘れていませんか☞

一年計報告の提出

年計報告の用紙は、1月号会報に同封しましたので、至急提出してください。(57年1月以降の入会者は提出を要しません。)

なお、会員番号欄に、登録番号を間違っ  
て記入する方がおりますので、ご注意ください。

一 会費納入についてのお願い

(経理部)

昭和57年度第4期分(昭和58年1月～昭和58年3月)の会費納期は昭和58年1月末日までとなっております。未納の方は早急に納入されますようお願い致します。

なお会費納入の際に、払込人住所・氏名欄に〇〇会計事務所、〇〇測量などの名称で振込まれる方があり、氏名確認に困っておりますので、必ず会員名でお振込みください。

▲振替口座番号 小樽3-8224

▲北海道拓殖銀行札幌南支店  
(普) 570344

▲北海道銀行本店(当) 19116

▲北洋相互銀行本店(普) 0742651

▲北海道相互銀行本店(普) 389444

一 臨時総会の開催

今後の行政書士法改正に伴う会則・規程改正のため、次により3月29日(火曜日)10時から、北農健保会館で臨時総会を開催することになりました。

「思 無 邪」 論語より

すべて思うことに邪念がない、われわれ書士として邪念を無くして業務に励む意です。座右の銘となれば幸甚の至りです。

南 窓雪(北海道書道協会評議員・日本書道評論社「書の研究」新十津川支部長)

'83. 3 第135号 昭和58年3月15日発行

発行人 葛 西 義 雄  
編集人 橋 本 雄 一  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 谷川印刷株式会社  
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)  
タキモトビル 5F  
電話(011) 221-1221  
221-1222